

## 第 592 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 1 月 5 日（水）午後 1 時 32 分から午後 2 時 20 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護		
9	茂木 比呂志			11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（2 人）

8	渡邊 和巳	10	森田 泰彰				

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 592 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 32 分</p> <p>皆様こんにちは。予定時刻を過ぎましたので、森田委員 1 名が遅れているようですが、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 592 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、8 番渡邊和巳委員が欠席、10 番森田泰彰委員は遅れているようで、12 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>明けましておめでとうございます。穏やかな三が日になりまして、豊洲市場の初競りもありましたが、農業では大田市場で高額な山形県産佐藤錦も有ったようです。市内では、マスカット圃場の準備や、バナナ栽培も実り始めたと聞いており、楽しみであります。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 592 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。11 番 川口寛市委員、12 番 鈴木伸江委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p>

	<p>といたします。議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12番 鈴木伸江 委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第1号1番について、申請地を12月27日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。市立吉野小学校より北東の方向約1.5km附近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、市外に転出し耕作を続けていることが困難なため売却するものであり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、義務者が栽培していた、みかん、栗、梅の栽培を引き継ぐものとなっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足させていただきます。本案件は、義務者は市外に転出し農業を続けていくことが困難なため売却するものであり、権利者は市外居住者ですが、車で15分程度の通作時間であることから、耕作を行うことは特に支障がないと考え経営拡大を目的とした申請であります。申請地は、みかん、栗、梅が作付けされており、これを引き継ぐ計画であります。申請地は農用地外の農地であり、面積は4,571㎡、権利者の耕作面積は、6,464㎡であり、農用地外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術、労働力についても君津市農業委員会発行の農業経営の実態証明書により、経営状況について確認済みであり問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認され</p>

議長	<p>ました。</p> <p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番2番については、権利者が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)では、議案第2号1番2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後委員お願いします。</p>
大後委員	<p>議案第2号1番および2番について申請地を12月30日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より北の方向約1.0kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、隣接地にて車両販売、整備、板金塗装を事業として行っており、現在利用している駐車場ではスペースが足りず、作業が込み合う際などの移動に多大な労力が掛かっていたところ、申請土地を駐車場として利用することで義務者から承諾が得られたため、所有権移転の許可申請をしたものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手多数）挙手多数であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手多数）挙手多数であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号3番につきまして、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号3番について、申請地を12月30日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より南の方向約500mに位置する、これまでファーマインドが取得・借受してきた農地の一画であります。</p> <p>権利者は、申請地の周辺農地で耕作を行っており、そのための農業用施設として事務所を設置するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です、事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業振興地域整備計画において農用地に指定されている農地です。農用地指定されている農地は原則として転用ができませんが、本申請は農業用施設としての転用であり、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第2号における「農用地区域内にある土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がその土地をその者の耕作又は養畜の業務のための農業用施設の用に供する場合において、その土地を農用地区域か</p>

	<p>ら除外するために行う農用区域の変更」に基づき、農業用施設の用に供するための農業振興地域整備計画に係る軽微な変更を行っております。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みは無く、汚水については簡易トイレを設置し、雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。農業用の事務所として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。今回は農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業の集積計画となっております。なお、この議案には、(株)百姓王、並びに大後委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の規定により、百姓王代表取締役である、まだ来ておりませんが森田委員、また大後委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p><b>【大後委員 一時退席】</b></p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、議案に誤字がございましたので、訂正をお願いいたします。3ページの(1)農地中間管理事業の農地利利用集積計画案の表中、右側より3欄目の「借賃」欄ですが標記の単位が「表」になっておる箇所が5ヵ所ござい</p>

ます。正しくは「俵」ですので1行目と6行目～9行目まで訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため、市長より提出されたものであり、令和4年第1次の農用地利用集積計画案となります。今回、農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業の二事業における農地利用集積計画案となります。

最初に、3ページ(1)農地中間管理事業における農地利用集積計画案につきましてご説明いたします。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号4-1-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 3,752 m<sup>2</sup>、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号4-1-13まで、合計で、貸し手8名、借り手5名 筆数13 面積16,030 m<sup>2</sup>であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっておりますのでご覧ください。

次に、4ページをご覧ください。(2)利用権設定等促進事業における農地利用集積計画案につきましてご説明いたします。利用権の設定を行う内容でございますが、整理番号4-1-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 1,770 m<sup>2</sup>、利用権の設定等を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間3年10か月の再設定契約であります。以下、整理番号4-1-4まで、合計で、貸し手2名、借り手2名、筆数4、面積5,127 m<sup>2</sup>であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっておりますのでご覧ください。

次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。事業毎の集積計画各筆明細書及び設定を受ける者の農業経営の状況でございます。(1)中間管理事業によるものが、1ページから16ページまでが集積計画各筆明細書、17ページから24ページまでが借り手5名の農業経営の状況であります。次に(2)利用権設定等促進事業によるものが、25・26ページが集積計画各筆明細書、27ページが借り手2名の農業経営の状況となっております。個々の説明は省略さ

	<p>せていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
茂木委員	<p>添付資料の P. 18 ですが、同姓同名で 2 行ありますが、正しいですか。</p>
事務局 (山口)	<p>印刷ミスと思われま。確認いたします。</p> <p>【小休止、再開 (議長による)】</p>
事務局 (山口)	<p>ご指摘のあった箇所ですが、2 行目を 2 箇所、名を「<span style="background-color: black; color: black;">          </span>」さんに訂正をお願いいたします。</p>
議長	<p>氏名欄で 2 箇所訂正あり、ということですね。</p> <p>他に質疑はございますか。(なし声) 質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 3 号は承認されました。</p> <p>退席委員はお戻りください。</p> <p>【大後委員 入室、着席】</p> <p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届け出でございますが、1 番は長屋住宅として所有権を移転するもので、面積は 644 平方メートル、2 番と 3 番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は 2 番が 254 平方メートル、3 番が 264 平方メートルです。4 番は駐車場として所有権移転するもので、面積は 125 平方メートルです。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>(山崎委員より、獣害対策研修参加報告、資料配布希望等)</p> <p>(鈴木伸江委員より、委員が現地確認に出る際の表示配布の要望(次回の依頼までに事務局で作成、用意する))</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局(樋口)	<p>(農業者年金加入推進に関する連絡)</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第592回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は令和4年2月3日木曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時20分</p>